

1 議事日程(第4号)

(令和元年第4回久山町議会9月定例会)

令和元年9月13日

午前9時30分開会

於 議 場

- 日程第1 事件の訂正の件
- 日程第2 議案第36号 久山町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第3 議案第37号 久山町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第4 議案第38号 糟屋郡公平委員会委員の任命同意について
- 日程第5 議案第39号 糟屋郡公平委員会委員の任命同意について
- 日程第6 議案第40号 糟屋郡公平委員会委員の任命同意について
- 日程第7 議案第41号 久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第42号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第43号 久山町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第44号 久山町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第45号 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第46号 平成30年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第47号 平成30年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第48号 平成30年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第49号 平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第50号 平成30年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第51号 久山町水道事業会計決算認定について
- 日程第18 議案第52号 令和元年度久山町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第53号 令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第54号 令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第55号 令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第56号 令和元年度久山町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第23 発議第1号 天皇陛下御即位奉祝の賀詞に関する決議
- 日程第24 請願第2号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県

に求める意見書採択に関する請願書

日程第25 請願第3号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書

日程第26 議員派遣の件

日程第27 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第28 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	山野久生	2番	清永義弘
3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
5番	松本世頭	6番	本田光
7番	阿部哲	8番	只松秀喜
9番	久芳正司	10番	阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

8番	只松秀喜	9番	久芳正司
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町長	久芳菊司	副町長	佐伯久雄
教育長	安部正俊	総務課長	安倍達也
健康課長	國寄和幸	会計管理者	松原哲二
上下水道課長	原之園修司	教育課長	森裕子
町民生活課長	矢山良寛	税務課長	佐々木信一
産業振興課長	久芳義則	魅力づくり推進課長	川上克彦
福祉課長	稲永みき	財政課長	久芳浩二
都市整備課長	井上英貴		

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	中原三千代	議会事務局書記	篠原正継
--------	-------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 事件の訂正の件

○議長（阿部文俊君） 日程第1、事件の訂正の件を議題とします。

9月2日に町長から議案として提出された、議案第52号令和元年度久山町一般会計補正予算（第2号）について、9月11日付けをもって訂正したいという旨の申し出がありました。これで訂正について説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） ただいま貴重な時間をいただきまして、申しわけありません。議長の許可をいただきましたので、事件の訂正についてご説明をいたします。事件名、議案第52号令和元年度久山町一般会計補正予算（第2号）について。9月2日の本会議においてご提案いたしました、上記の事件を別紙のとおり訂正したいので、久山町議会会議規則第20条の規定により請求いたします。

今回訂正をお願いする内容、並びに理由等についてご説明いたします。訂正する箇所は第8款土木費、第5項都市計画費、第2目公園費でございます。内訳は第13節委託料73万円および第15節工事請負費700万円を削除するものであります。訂正理由についてご説明いたします。今回、公園費に計上しております委託料および工事請負費は、主要地方道筑紫野古賀線と1級町道山田～久原1号線が交差する役場入り口交差点の緑地整備に関する予算であります。当交差点は、福岡市および周辺から役場をはじめ町の中心部へ通じる町の主要な玄関口の一つであり、そこにあります緑地空間は、外来者に町のイメージを与える重要な場所といえる場所であります。現在、町木であるけやきの木が4本と、その周辺に四季折々の草花を植栽するなどして、景観保持に努めていますが、面積が約1,000㎡とポケットパークとしては広大であるため、花等の閑散期には雑草がすぐに生い茂るなど景観保持が年間を通して十分にできてないのが現状であります。本来当初予算時に計上すべき内容の案件であるとは思いますが、町の玄関口であることから美しい景観整備をしてほしいといった町民の方からの声も多く、今回補正予算として計上いたしましたところがございます。しかしながら、本事業の趣旨は議会の皆さまにも十分ご理解していただけるものと信じておりますが、今後町の顔となる交差点にふさわしい整備が行えるよう、いまして

十分な検討することに対しての時間をいただくために、今回当該予算を削除させていただき、再度提案したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、訂正個所の詳細につきまして、これより財政課長に説明をさせますのでよろしくお願いいたします。説明を終わります。

○議長（阿部文俊君） 財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） まずは議員の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしまして、まことに申しわけございませんでした。今後はこのような訂正が発生しないよう十分に内容を精査しまして、予算の編成に努めてまいる所存でございますので、本当に今回は申しわけございませんでした。

それでは、訂正をお願いする内容について、お手元にお配りした資料をもとにご説明いたします。資料の3ページ目をご覧ください。9月2日に提出いたしました議案第52号令和元年度久山町一般会計補正予算（第2号）につきまして、歳出科目8款土木費、5項都市計画費、2目公園費、13節委託料の73万円と、15節工事請負費700万円を削り、公園費の補正額を953万円から180万円に、補正後の額1億8,089万6,000円を1億7,316万6,000円に、あわせて歳入科目19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の額1,225万9,000円を452万9,000円に訂正をお願いするものでございます。これにより歳入歳出予算の補正額を、既定の歳入歳出予算の総額53億8,073万3,000円に歳入歳出それぞれ1億1,930万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3万9,000円に訂正することとなります。今回の訂正により次の個所が訂正となります。資料1ページから順にご説明をいたします。補正予算書では1ページに該当いたします。第1条中、歳入歳出それぞれに加算する額1億2,703万6,000円を1億1,930万6,000円に、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億776万9,000円を55億3万9,000円に訂正願います。

次に、補正予算書では2ページに該当します。第1表歳入歳出予算補正ですが、歳入の19款繰越金の補正額1,225万9,000円を452万9,000円に、計欄の額2億575万円を1億9,802万円に、歳入合計の補正額1億2,703万6,000円を1億1,930万6,000円に、計欄の額55億776万9,000円を55億3万9,000円に訂正願います。次に歳出の8款土木費の補正額5,051万6,000円を4,278万6,000円に、計欄の額5億6,377万2,000円を5億5,604万2,000円に、5項都市計画費の補正額953万円を180万円に、計欄の額3億6,543万4,000円を3億5,770万4,000円に、歳出合計の補正額1億2,703万6,000円を1億1,930万6,000円に、計欄の額55億776万9,000円を55億3万9,000円に訂正願います。

次に、資料2ページ目をご覧ください。補正予算書では8ページ目からが該当します。歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、歳入の部、19款繰越金、補正額1,225万9,000円を

452万9,000円に、計欄の額2億575万円を1億9,802万円に、歳入合計の補正額1億2,703万6,000円を1億1,930万6,000円に、計欄の額55億776万9,000円を55億3万9,000円に訂正願います。次に、歳出の部、8款土木費、補正額5,051万6,000円を4,278万6,000円に、計欄の額5億6,377万2,000円を5億5,604万2,000円に、一般財源の額4,451万6,000円を3,678万6,000円に、歳出合計の補正額1億2,703万6,000円を1億1,930万6,000円に、計欄の額55億776万9,000円を55億3万9,000円に、補正額の財源内訳のうち一般財源の額8,004万2,000円を7,231万2,000円に訂正願います。

次に資料3ページをご覧ください。補正予算書では17ページに該当します。歳入明細19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の補正額1,225万9,000円を452万9,000円に、計欄の額2億575万円を1億9,802万円に、1節繰越金の金額1,225万9,000円を452万9,000円に、説明欄の前年度繰越金1,225万9,000円を452万9,000円に、計の補正額1,225万9,000円を452万9,000円に、計欄の額2億575万円を1億9,802万円に訂正願います。

次に補正予算書では41ページに該当します。歳出明細8款土木費、5項都市計画費、2目公園費の補正額953万円を180万円に、計欄の額1億8,089万6,000円を1億7,316万6,000円に、補正額の財源内訳のうち一般財源の額953万円180万円に、13節委託料の金額73万円を0円に、15節工事請負費の金額700万円を0円に、説明欄の公園管理費の額953万円を180万円に、13節委託料緑道及び公園管理等委託料の額73万円を0円に、15節工事請負費公園施設管理工事費の額700万円を0円に、計欄の補正額953万円を180万円に、計欄の額3億6,543万4,000円を3億5,770万4,000円に、補正額の財源内訳のうち一般財源の額953万円を180万円に訂正願います。

以上、令和元年度久山町一般会計補正予算（第2号）歳入歳出の訂正についてお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部文俊君） お諮りします。

ただ今議題となっております議案第52号令和元年度久山町一般会計補正予算（第2号）についての訂正の件を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、事件の訂正につきましては許可することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第36号 久山町教育委員会委員の任命同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第2、議案第36号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本案は人事案件ですので個人の私生活に言及することがないように、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第36号久山町教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第37号 久山町教育委員会委員の任命同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第3、議案第37号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので個人の私生活に言及することがないように、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第37号久山町教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第38号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第38号糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。本案は人事案件ですので個人の私生活に言及することがないよう、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

松本議員。

○5番（松本世頭君） 38、39、40号は糟屋郡公平委員会の選任同意でございますけれども、課長の説明を聞くところによりますと、篠栗外1市5町財産組合ほか16団体の選任同意と聞いております。任期は4年で委員会は3名でございますけれども、16団体の中で、一緒にあることはないと思いますけれども、支障を来すことはないかちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 団体はいろいろですねこの公平委員会の委員の方になっていただきますけれども、事務局は町村会内に置いておりまして、その案件があることについて、公平委員の皆さんがきちんとされるわけですから、支障になることは一切ございません。また実際の件数としてですね、年に1、2度あるかないかぐらいの現状なんですね。だから、もちろんその重なったとしてもそれはそれで審議はきちっと、専門の弁護士さんも委員の中には入っておられます。問題はないと思ってます。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第38号糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてを採決します。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第39号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第5、議案第39号糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてを議題とします。本案は人事案件ですので個人の私生活に言及することがないように、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第39号糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてを採決します。

本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第40号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第6、議案第40号糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてを議題とします。本案は人事案件ですので個人の私生活に言及することがないように、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第40号糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてを採決します。

本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~


日程第7 議案第41号 久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第7、議案第41号久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

本田議員。

○6番（本田 光君） 議案第41号、久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について質問いたします。久山町役場等で働く臨時、非常勤職員は、来年4月1日から会計年度任用職員という制度に一本化されます。一つには、会計年度任用職員が1年間の会計年度の範囲で任用されることから、低賃金低処遇で、首切り、自由な処分がでやしないかという、一部でも出されております。それから二つ目には、正規職員が非正規職員に置きかえられてはしないかという危惧の意見もあります。制度の導入の法改定の際には、衆議院参議院両委員会の附帯決議では、現在の臨時、非常勤職員に不利益とならない勤務条件の確保のために政府が協議もして、必要な財源確保に努めることが盛り込まれました。待遇改善、正規化を規定どおりに、久山の条例の正規職員をきちんと確保して、同時に、そうした待遇改善もしていく必要があるんじゃないかというふうに考えますが、町長の考えをお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回の法改正は、働き方改革の一環だと思うんですけどですね。今おっしゃったような、逆に臨時職員は今まで通常、町が正規職員と非正規職員の中で、非正規職員の方なんかは嘱託職員、臨時職員というふうな形での任用しておりましたけれども、これを新しい制度では、会計年度職員というのが新しく雇用の仕方ということになります。ただむしろ正規の職員がそちらに行くことはまずあり得ないですけども、非正規の方たちの処遇を安定化させるというのが国の目的ではないかなと思います。ただ臨時職員とかですね、特にパート的な勤務を希望される方については、それによって自分の働く時間の都合ができなくなるといいますかね、保険の問題とかですね、そういうことがあって、困る方も若干おられるだろうけど、全体的に法が目指すのはやっぱり、安定的な臨時職員の方たちもちゃんとした雇用保険あたりをですね、与えるような、そういう制度で望まれてる法律だと思います。それで、本田議員がおっしゃったように町としては正規職員については、今現在、非常に類似団体の中では非常に少ない職員数の中で頑張ってますので、ただいろんなやっぱり新しい法改正による事務事業もかなり膨大になってきてま

す。特に社会保障とかです。子育て関係あたりは。ですから今年もまた、新しい職員の任用もあるんですけど、採用試験をするんですけども、もう少しやっぱり必要な定数というのはしっかり確保していきたいと思っておりますし、非正規職員の方については今回の制度に基づいてですね、不利益にならないようにきちっと進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 今、町長もおっしゃったように、正規職員をきちんと確保していくという努力の言葉かなというふうには思いました。それと同時に、今回はそういう任用職員であっても、期末手当等あたりも果たされるというようなことが出されておりますけども、やはりこのセンターである1番町民のサービスを提供するこの自治体の窓口含めて全体の職員が、正規の職員をいかに定数条例に従っての確保していくかと。これがサービス提供するところの最大の大きな課題ですね。それだけまた人件費もかかります。けどよりサービスが提供されてからこそ、住民が潤うという1面もありますし、同時に、そうした今回は、任用制関係を含めた制度改正であるし、同時に国会でも附帯決議がされとるし、ぜひ正規の定数を満たしていただきたいというふうに思います。再度答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ありがたい言葉をいただいて、われわれ執行部としてはですね、先ほど言いましたように、同じような人口の自治体の中では非常に少ない職員体制で今頑張らせていただいております。ただ昨年度ですかね、職員の定数も改正をさせてきたんですね、議決をいただいて改正させていただきましたので、必要といえどももう限度がないんですけれども、やっぱり人件費というのは、経常的な支出額としてですね、やっぱり慎重に考えていく必要がございますので、本当に必要最小限度でですね、我々もしっかり頑張りたいと思います。その中で、住民サービスに支障が起きないような、職員定数の確保をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

3回目です。

○6番（本田 光君） 各日本全国の自治体を見た場合、実際、民間に委託したり、あるいはまたもう町長はアウトソーシングは導入しないというふうに議会答弁もありますし、ぜひそれは期待したいけども、やはり公共が行う地方自治体の公共自治体が行うサービスと、それと民間が努力もやはり必要となるときあるかもしれんけどもですね、できる限り、可能な限り、正規の職員の確保に努めていただきたいというふうに思います。同時にこういう任用職員分の採用も必要かもしれませんが、もう一度答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） いろんな事務の中でのアウトソーシングっていうのはやっぱり取り入れていく部分もあると思いますけれども、やはり特に職員に関してはですね、おっしゃったように、今いろんな派遣会社というのがありますけれども、やっぱり住民サービスの面からもできるだけ正規職員をきちっと雇用させていただいてやっていきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第41号久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第42号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第8、議案第42号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第42号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の

整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第43号 久山町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第9、議案第43号久山町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第43号久山町消防団条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第44号 久山町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第10、議案第44号久山町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第44号久山町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第45号 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第11、議案第45号久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第45号、久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10年 議案第46号 平成30年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第12、議案第46号平成30年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(6番本田 光君「反対か賛成か」と呼ぶ)

挙げたわけですよ。

(6番本田 光君「討論はありますが、反対か賛成かのどちらでしょう。」と呼ぶ)

「はい議長」と言ってもらわないとどこにおるか分からないからですね。

まず原案に反対者の発言を許します。

本田議員。

○6番(本田 光君) まず、反対か賛成かの討論という最初反対だということを議長言うていただきたいなと思います。

議案第46号平成30年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についての反対討論を行います。町長は平成30年度3月町議会での所信表明で、アベノミクスの3本の矢を高く評価されました。また、2012年、平成24年12月に成立した第2次安倍内閣は経済政策の3本の矢として、大胆な金融政策、機動的な財政政策投資戦略を打ち出しました。ところが始まって間もない、2015年、平成27年度ですが、9月にアベノミクスは道半ばなどと称してアベノミクスの第2ステージを宣言し、新3本の矢に取りかえました。しかし、異次元の量的、質的金融緩和や円安株高をもたらした企業の利益は大幅に増えたが、賃金も消費も上向かず、設備投資も今一つで経済の好循環になるものは見当たりません。出口なき異次元金融緩和。二つ目には、デフレを逆に進行化させる成長戦略。三つ目には国内経済空洞化のおそれがある。四つ目には経済財政の抜本的な転換。五つ目には、今年10月1日から消費税増税10%と言われているが、消費税以外の選択肢は幾つもあります。日本共産党は増税するなら富裕層と大企業に応分の負担を求めるべきだという財源対策を打ち出しております。今地方公共団体は、国の悪政から住民の暮らし、福祉、医療、介護、教育、農林業再生する施策の充実が強く求められています。久山町の平成30年度一般会計歳入歳出決算書での、総合運動公園スポーツゾーン整備関係が第3期9,124万8,120円、第4期では1,944万円となっており、さきの6月議会での町長答弁では、野球場、サッカー場、テニスコート、野球場等の運動施設、遊具や植栽等を整備は計画から外したというふうに言われております。それでも約11億円の事業計画であります。集中豪雨等あたりを想定した主な危険個所の整備を施し、先送りするのではなく、休止すべきではないでしょうか。今町が優先して行わなければならない事業は山積しております。一つには山田小学校体育館の天井はく離吹き替え工事含む大規模改修工事。二つ目には久原山田両小学校のプールの改修工事。三つ目には、久山中学校の完全給食の実現。四つ目には、久山町の指定可燃ごみ袋の大1枚105円の値下げ。五つ目には、中学卒業まで入院、通院とも医療費の完全無料

化等々あたりがあります。また、六つ目には、猪野ダム周回道路、これは町道の修復工事。七つ目には久山町上久原土地区画整理事業には国県の補助金は一切つかないと言われておりますし、同組合とコンサルタント会社、久山町の三者間での協議を等々あたりを重視していく必要があると考えます。平成30年度久山町一般会計歳入歳出決算書の民生費、衛生費、農林水産費、総務費、教育費等々の款項目については賛成評価できる点もありますけれども、総合的に見て賛成できないことが多くあります。以上述べて平成30年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についての反対討論を行います。終わります。

○議長（阿部文俊君） 本田議員に申し上げます。手を挙げるときはきちっと上げてもらわなこちらの方が確認できないことがありますので、よろしくお願ひしときます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） これで討論を終わります。

議案第46号平成30年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は認定することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第47号 平成30年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第13、議案第47号平成30年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第47号平成30年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は認定することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第48号 平成30年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第14、議案第48号平成30年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第48号平成30年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は認定することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第49号 平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第15、議案第49号平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

本田議員。

○6番（本田 光君） 草場の住宅が数日前現地調査をさせていただきました。ここが完成すると当然固定資産税あるいはまた町民税等あたりが入り、そして、第2期、3期工事まで完了すると約70戸近くができるというふうに聞いておりますし、その工程関係を見た場合、いつごろまでの想定してそれで総額数億円かかるというふうに言われてますし、やはりそこらあたりを計画的な実行、いわゆる進め方っていうか、そういう点あたりが今までは順調にいったとおっしゃるでしょうけども、実際買い手さんがあってからこそ、当然、売り手も出てくる。ここで赤字関係をずっと一定の年数をかけて取り戻していくという、そういう関係から見た場合どういう何年ぐらいで、元を取るというふうな考えをお持ちでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 元を取るとするのは、税金でとかですかね。そこで、金額的なことを税収でその何年かかるかというのはそれはまだ算定はしてませんが、この草場事業の開発事業はですね、やっぱり1番の目的は、これはもう、国等の補助金があるわけではございませんので、町がある程度自主財源を出してまでの事業をやろうという。これは全体的な町のやはり活性化、人口増、それから何より草場地区の活性化を求めるものでございますので、本田議員がおっしゃるように、金額的にペイとなるということはかなり時間かかると思います。そういう税収面で言ったら。それ以外の効果といいますか、今言った地域の活性化、もちろん税収、固定資産税等も当然増えてくるし、来年の国勢調査、来年国勢調査がありますのでですね、ここ10年久山町は1,000人増えてますので、5年サイクルですので、それでもやはり500人以上、700人ぐらいは増えてるんじゃないかなと思います。そういう人口増が全ての交付税の算定の基礎数値になりますので、そういうその交付税の影響もこれからも出てくるだろうしですね、固定資産税、住民税でそういうことは考えられます。ただはっきりとしたその金額的でいつペイという。そういうのでペイと考えるんじゃないと私は、もちろんそれもありますけれども、やはり1番大事なのは、草場の地域の方たちの住民の方たちにはこれまでずっとですね、久山町の中で1番活性化が遅れた。また町のそういう環境整備も非常に草場地区にはできなかつた。集落全体が民間会社の土地であったということからですね、それにしても余りにも、行政が手を出してこな

かったという思いがありますので、やっぱり、そういう町の財源を投資してまでも、今回はやるべきだなということで、議会の皆さんからも快く賛同いただきましたので、そういう目で見えていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） ぜひ計画的な人口というかですね僕が言いたいのは定着人口をどれだけ作るかと。一時的におられる方もいらっしゃる中で、だけど草場開発はやはりこれは定着人口につながっていくというふうに思いますし、ハウスメーカー等あたりでも、一度は宣伝されても、もう少しこのPR関係も必要でなかろうかというふうに思いますし、同時に今久山町がひと頃1万3,000人にするような3,500人とかですね。そして町長、それで今9,000人ということなんですけども、外国の方がやはり200数十名いらっしゃると。やはりこういう人たちがずっと定着されるかということと必ずしもそういうふうにならない。草場住宅をぜひ成功させるためには、そうした売り手さん、買い手さんの立場もあるし、ぜひ成功するように努力をしていく必要があるんじゃないかというふうに考えます。再度答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 草場の住宅開発については非常に町が関与する開発事業でございますので、計画から工事それから、住宅販売まで全てコンサルティングをですね、お金をかけてするようにしていますので、通常の民間の方の販売と違って、今回、第1期の工事、住宅についても、11社ですね、住宅ハウスメーカー等に手を挙げていただいて、競争させていただくような形で販売、それもPRもまたそれぞれのハウスメーカーの人たちがしていただけるし、説明会もやりました。今度10月19日にはまち開きをするようにしていますので、そこで、ちょっとしたイベントをしながら、また2期工事、3期のほうのPRも兼ねて見に来ていただくということですので、議会の皆様にもご案内を差し上げると思っていますので、よろしく願いいたします。そういう形でPRの方もしっかりしながらですね、それから定住人口ということなんですけど、草場の場合は全て戸建て住宅で考えてますので、皆さん久山町に定住していただけるものと思っております。

○議長（阿部文俊君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第49号平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は認定することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第50号 平成30年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第16、議案第50号平成30年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第50号平成30年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は認定することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第51号 平成30年度久山町水道事業会計決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第17、議案第51号平成30年度久山町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第51号平成30年度久山町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は認定することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第52号 令和元年度久山町一般会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第18、議案第52号令和元年度久山町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第52号令和元年度久山町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第53号 令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第19、議案第53号令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第53号令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第54号 令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第20、議案第54号令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第54号令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第55号 令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第21、議案第55号令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第55号令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第56号 令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第22、議案第56号令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第56号令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 発議第1号 天皇陛下御即位奉祝の賀詞（案）に関する決議

○議長（阿部文俊君） 日程第23、発議第1号天皇陛下御即位奉祝の賀詞（案）に関する決議を議題とします。

提出議員より説明をお受けいたします。

山野議員。

- 1番（山野久生君） 説明いたします。本年10月22日に「即位礼正殿の儀」が挙行される新帝陛下のご即位を、久山町議会が久山町民を代表してお祝い申し上げるために賀詞の決議を行うものです。

よろしく申し上げます。

- 議長（阿部文俊君） 提出議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（阿部文俊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

本田議員。

- 6番（本田 光君） 天皇陛下の即位奉祝の賀詞に関する決議について、賛成の意見を述べます。

日本共産党は日本国憲法の全条項を守る立場から天皇の代替わりに伴う一連の儀式に当たっても日本国憲法の原則、特に国民主権と政教分離の原則を厳格に守ることが大切であると考えます。天皇制反対の立場ではなく、憲法の原則にふさわしい行事にすべきだという立場からのものであります。

今回の天皇即位について安倍政権は、平成の代替わりの儀式を踏襲するとしており、日本国憲法に照らして重大な問題があります。それは前回の儀式で、明治憲法下の絶対主義天皇制のもとで交付された旧皇室典範と登極令を踏襲したもので、国民主権と政教分離という憲法の原則に反するものだからであります。国事行為や儀式は根本的な見直しは必要だと考えます。陳情書の趣旨の中による「剣璽等承継の儀」「即位後朝見の儀」は政教分離、国民主権とは相いれないものであります。また、陳情の趣旨に入っておりませんが、10月の即位の礼、11月の大嘗祭も国民主権の原則、政教分離の原則に反するものであります。したがって、天皇陛下の即位についての、祝賀は当然だというふうに思いますし、その都度今後計画されている儀式については、決議については内容等についてはその都度判断していくことを申し上げて私の賛成討論といたします。

- 議長（阿部文俊君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） これで討論を終わります。

発議第1号天皇陛下御即位奉祝の賀詞（案）に関する決議を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決いたしました賀詞は関係機関へ提出いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 請願第2号 安全安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び  
県に求める意見書採択に関する請願書

○議長（阿部文俊君） 日程第24、請願第2号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に求める意見書採択に関する請願書を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

只松議員。

○8番（只松秀喜君） 本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。受理番号、請願第2号。付託年月日、令和元年9月2日。件名、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に求める意見書採択に関する請願書。審査の結果、採択。委員会の意見、今後の安全・安心の医療のためには必要なことであり、実態調査からわかる苛酷な状態は改善すべきである。介護現場での1人夜勤体制は、働く人も介護される人も安心できない状況といえる。結論、総務文教常任委員会では全員賛成にて採択いたしました。以上です。

○議長（阿部文俊君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

請願第2号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に求める意見書採択に関する請願書を採決します。

本件は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本件は委員長報告のとおり採択と決定されました。

お諮りします。

ただいま採択しました請願書に係る安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を大臣名を新大臣に改め、関係機関へ提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。意見書を関係機関へ早急に提出いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 請願第3号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書

○議長（阿部文俊君） 請願第3号、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書を議題とします。

本件につきまして、委員長の報告を求めます。

只松議員。

○8番（只松秀喜君） 報告いたします。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。受理番号、請願第3号。付託年月日令和元年9月2日。件名、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書。審査の結果、採択。委員会の意見、看護師の現場は過酷であることが、実態調査の結果から伺える。看護師の人員不足を解決するためにも必要なことであり、質の高い医療の提供のためにも看護師不足は大きな問題である。結論、総務文教常任委員会では全員賛成にて採択いたしました。以上です。

○議長（阿部文俊君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

請願第3号、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書を採決します。

本件は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本件は委員長報告のとおり採択と決定されました。

お諮りします。

ただいま採択しました請願書にかかる看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書を大臣名を新大臣に改め、関係機関へ提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。意見書を関係機関へ早急に提出いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26 議員派遣の件

○議長（阿部文俊君） 日程第26、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思っております。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第27、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第27、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程当議会の運営に関する事項及び議会の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和元年第4回久山町議会9月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時42分